

青子推第155号
令和2年5月7日

在園児の保護者 各位

青梅市長 浜 中 啓



新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言の期間延長に伴う登園自粛について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園自粛の御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

標記の件につきまして、国の緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置の期間延長にともない、下記のとおり、登園自粛のお願いと保育園の取扱いについてお知らせいたします。

なお、この取扱いは、令和2年5月11日（月）から5月30日（土）までの間とします。

また、本通知の内容は現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予め御承知おきください。

記

1 保育園の登園自粛について

国の緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置の期間延長が発表されたことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染を最大限予防するため、登園につきましては、引き続き原則自粛といたします。

2 登園できる園児（世帯）について

次に該当する方で、園児を他に預ける先がない場合は、登園可能といたします。

なお、登園に当たり、各保護者の就労状況等に合わせた登園日および退園時間を徹底していただくようお願いいたします。

（例）就労日が月、水、金で、勤務時間が午前9時から午後1時までの場合

火、木、土は登園を自粛し、月、水、金は午後2時に退園する。

- (1) 保護者全員が、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しており、仕事を休むことが困難な方。(別紙参照)
- (2) (1)以外の職業に従事しており、勤務命令により仕事に従事する方。(要勤務証明提出)
- (3) 妊産婦および疾病等により、通院、入院を必要とする方。なお、その際は個別に園へ御相談ください。

3 保育等の提供の縮小について

(1) 保育時間について

保育終了時間を原則午後6時までとします。

なお、勤務等の事情で保育終了時間内の迎えが困難な場合は、園に御相談ください。

(2) 土曜日の保育について

上記2に該当する児童(世帯)のみ登園可能とします。

なお、各保護者の就労状況等に合わせた登園日および退園時間を徹底していただくようお願いいたします。

(3) 一時預かりについて

原則、一時預かりは行いません。

4 保育料の減額について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた園児について、保育料の日割り計算による減額を行います。

(1) 対象園児

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として登園を自粛いただいた園児(0歳から2歳児クラス)

(2) 対象期間

令和2年5月11日(月)から5月30日(土)

(3) 保育料の還付等

ア 5月分の保育料は、一旦全額お支払いいただきます。

イ 対象者には、7月以降に還付等を行います。

(4) その他

手続等については、4月分と同様の方法を予定しております。

なお、詳細につきましては、後日、園より御連絡いたします。

5 保護者の皆様へのお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃から新型コロナウイルスの感染

拡大防止対策に御協力をいただいているところですが、お預かりするお子様の安全と、保育園が継続的かつ安定的に開園し保育を行っていくために、改めまして次の点について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 保育園では、室内換気や手洗いうがい等を徹底し、お子様の安全確保に最大限の注意を払っておりますが、新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性がある病気です。その旨を、保護者の方も十分御理解をいただいた上で登園させてください。
- (2) お子様の熱が37.5度以上の場合に限らず、普段と比べて息苦しさや強いだるさ等の症状が見受けられる場合には、保育園をお休みさせ保健所やかかりつけ医にお問い合わせください。
- (3) 病後の登園は、熱が下がってから24時間以上経過した後としてください。
- (4) 本人および同居親族の体調が優れない場合（発熱、強い倦怠感、味覚異常、いつもとは異なる咳等）も、保育園をお休みさせてください。
- (5) 保育園で感染者（園児、職員）が一人でも出た場合は、保健所の指導に従い消毒等を行うため一定期間閉園となります。
また、濃厚接触者は、2週間程度隔離されることがありますので、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。
- (6) 東京都の緊急事態措置において、感染症の拡大防止に万全の対策を講じることが要請されております。そのことから、園内の保育環境を保つため、保護者等の園舎への入室を制限いたします。
- (7) 国の非常事態宣言等の期間延長にともない、保護者の皆様におかれましても、御自身とお子様に関わる問題と深く捉えていただき、保育園の安定的な運営を図るため、不要不急の外出等は慎んでいただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

<問合せ先>

青梅市子ども家庭部子育て推進課

22-1111（代表）

（内線）保育・幼稚園係 2146、2147

施設給付係 2145

